

横浜市外の給付対象施設・事業所代表者各位

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

## 【横浜市児童分】令和7年4月分から令和8年1月分までの 請求金額における端数計算の変更と今後の対応について

日頃より、本市の教育・保育行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

横浜市外に所在する事業所のうち、【横浜市児童分】の令和7年4月分から令和8年1月分までの給付費等について、令和8年2月5日までに提出した請求明細書を元に支払いを受けた事業所を対象に、処遇改善等加算区分1及び2の端数計算の変更と今後の対応についてお知らせします。

### 1 このお知らせの対象となる施設

令和7年4月分から令和8年1月分までの給付費等について、令和8年2月5日までに提出した請求明細書※を元に支払いを受けた事業所。 （※令和6年度までの加算項目で支払いをしている場合を除きます。）

### 2 端数計算の変更について

本市では、処遇改善等加算区分1及び2につきまして、本市から国への照会事項の回答が得られるまで、令和8年2月5日までは端数計算を実施せず支払を行っていました。この度、国からの回答を元に、令和8年2月6日以降の請求分から、処遇改善等加算区分1及び2につきまして、端数計算を実施します。

これまでに請求済の端数計算による変更額は、次回以降の請求金額にまとめて反映いたします。

例1) 保育所 16/100 地域 21~25 名定員 3歳児クラス 標準時間認定 加算率 a+b=19%

※ 人事院勧告による単価改定前の金額

請求内容	金額	請求内容	金額
基本分単価	124,500	基本分単価	124,500
処遇改善等加算区分1及び2	26,378	処遇改善等加算区分1及び2	26,370
3歳児配置改善加算 ○	10,564	3歳児配置改善加算 ○	10,560

#### 【計算式】

① 処遇改善等加算区分1及び2

$$1,210 \times (19+2.8) = 26,378 \rightarrow \text{端数計算により、} \underline{26,370} \text{ 差額 } \blacktriangle 8\text{円}$$

② 3歳児配置改善加算

$$8,820 + \frac{80}{100} \times (19+2.8) = 8,820 + 1,744 = 10,564$$

$$\rightarrow \text{端数計算により } 8,820 + \underline{1,740} = \underline{10,560} \text{ 差額 } \blacktriangle 4\text{円}$$

例1の場合、処遇改善等加算区分1及び2にかかる、端数計算による変更額は **▲12円** となります。

※1 (参考) 令和7年こども家庭庁告示第9号(以下、「告示」という。)(端数計算)第14条をご参照ください。

※2 告示にあるとおり、副園長・教頭配置加算、通園送迎実施加算、給食実施加算及び加減調整部分(認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る)に係る処遇改善等加算区分1及び2は端数計算を行いません。

### 3 変更後の請求明細書の提出について

本件の対応のため、2月6日から2月15日まで、請求明細書の横浜市電子申請システムでの提出を一時停止し、2月16日から受付を再開いたします。（請求書の提出につきましては、一時停止を行いません。）

変更適用後の請求明細書はホームページに公開いたしましたので、大変お手数ではございますが、様式のダウンロードと作成をお願いいたします。事業所ごとの変更額は別途通知する予定です。

なお、人事院勧告につきましては、「【横浜市児童分】令和7年人事院勧告に伴う差額について（通知）」をご確認ください。

横浜市 市外の施設	検索
-----------	----

【市外の施設様向け】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kosodate-kyoiku/kosodateshien/shinseido/sigaisetsu.html>

#### ◆ 今後のスケジュール

2月6日（金）～2月15日（日）	横浜市電子申請システムの一時停止
2月16日（月）	横浜市電子申請システムの受付再開
2月18日（水）	2月5日（木）まで受付分の請求書提出期限
2月27日（金）※	2月5日（木）まで受付分の支払い日
3月5日（木）	2月分の請求明細書の提出期限
3月19日（木）	2月6日以降受付分の請求書提出期限
3月31日（火）※	2月6日以降受付分の支払い日

※支払日は、審査の状況により別の日程へ前後することがございます。

4月以降、3月分の請求と人事院勧告による差額分（人勧差額）の支払いを行います。

### 4 請求金額への反映パターンについて

#### パターン1 令和8年2・3月分など、2月6日以降に新たな請求がある場合

請求内容	金額
基本分単価	124,500
処遇改善等加算区分1及び2	26,370
3歳児配置改善加算	○ 10,560

当該月の請求金額	161,430円
端数計算による変更額	▲12円
当該月の支払い額	161,418円

先述した例1と同じ項目で、令和8年2月分（初回）の請求をした場合、当該月の請求金額から端数計算による変更額を減じて支払います。

#### パターン2 今後、過誤再請求のみ予定がある場合

今後、過誤再請求のみ予定がある場合については、過誤再請求による変更額と、端数計算による変更額との合計が、プラス値となるか、マイナス値となるかで異なります。

合計がプラス値である場合、パターン1と同様の結果となります。

合計がマイナス値であった場合については、下記のとおりです。

例2) 例1から加算率 a+b=18%になり、合計がマイナス値となった場合

請求内容	金額
基本分単価	124,500
処遇改善等加算区分1及び2	-1,210 25,160
3歳児配置改善加算	○ -80 10,480

過誤再請求による変更額	▲1,290円
端数計算による変更額	▲12円
次回請求時に相殺される額	▲1,302円

2/6 訂正

例2の場合、処遇改善等加算区分1及び2と3歳児配置改善加算の請求額が、当初より少なくなっています。過誤再請求による変更額と端数計算による変更額の合計はマイナス値となり、**当月の支払いは発生せず、後述するパターン3で対応します**※。

※ 過誤再請求による変更額がプラス値であっても、端数計算による変更額との合計がマイナス値となった場合は、上記と同様になります。

(例：過誤再請求額による変更額が10円で、端数計算による変更額が▲12円だと、次回請求時に相殺される額は▲2円となり、パターン3で対応します。)

**パターン3 請求の予定が無い場合**

令和7年度の請求は完了しており、人勤差額の支払いをお待ちいただく事業所につきましては、**人勤差額と端数計算による変更額を合計してお支払いします**。パターン2で過誤再請求額がマイナス値であった場合につきましても、この方法により相殺を行います。

例3)

4月～1月までの人勤差額	10,000円
端数計算による変更額	▲12円
支払額	9,988円

例4) 例2でマイナスが発生している場合

4月～1月までの人勤差額	10,000円
次回請求時に相殺される額	▲1,302円
支払額	8,698円

2/6 訂正

**5 参考 こども家庭庁告示第九号**

(端数計算)

第十四条

第一条第十三号、第十五号、第二十一号（第二十二号、第二十六号、第二十七号及び第三十号（認定こども園において、主幹教諭等の専任を実施していない場合及び配置基準上求められる職員資格を有しない場合に加減調整されるものに限る。）に係るものを除く。）、第二十二号から第二十八号の二まで、第三十号、第三十一号、第三十三号から第四十三号まで、第四十六号、第四十七号、第五十号から第五十一号の二まで、第五十三号から第五十六号まで、第五十九号から第六十二号まで、第六十四号及び第六十五号の各号により算出される額については、当該額が十円以上の場合においては、十円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が十円未満の場合においては、一円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。この場合において、各号において算出される額の端数計算は、それぞれの額ごとに行うものとする。

告示はこども家庭庁ホームページに掲載されています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

【担当】横浜市こども青少年局

保育・教育給付課市外施設給付担当

電話：045-671-0206

Mail：kd-sgkyufu@city.yokohama.lg.jp